

講師、助手、職員の方々にも  
ご加入いただけます。

**Will**は看護を中心とした  
医療・福祉系養成施設の  
教職員の方々の思わぬ事故に  
対応できる補償制度です。

**Will**<sup>®</sup>

Willは、総合生活保険(傷害補償)、受託者賠償責任保険の2種類の保険契約と共済制度(感染事故対応等)で構成された補償制度です。

総合生活保険(傷害補償)、受託者賠償責任保険の保険金支払いについては東京海上日動火災の保険約款に従います。

インフルエンザ、ノロウイルスなどの  
感染症罹患による治療費・自宅待機期間(入・通院を含む)に対し  
見舞金を給付いたします。



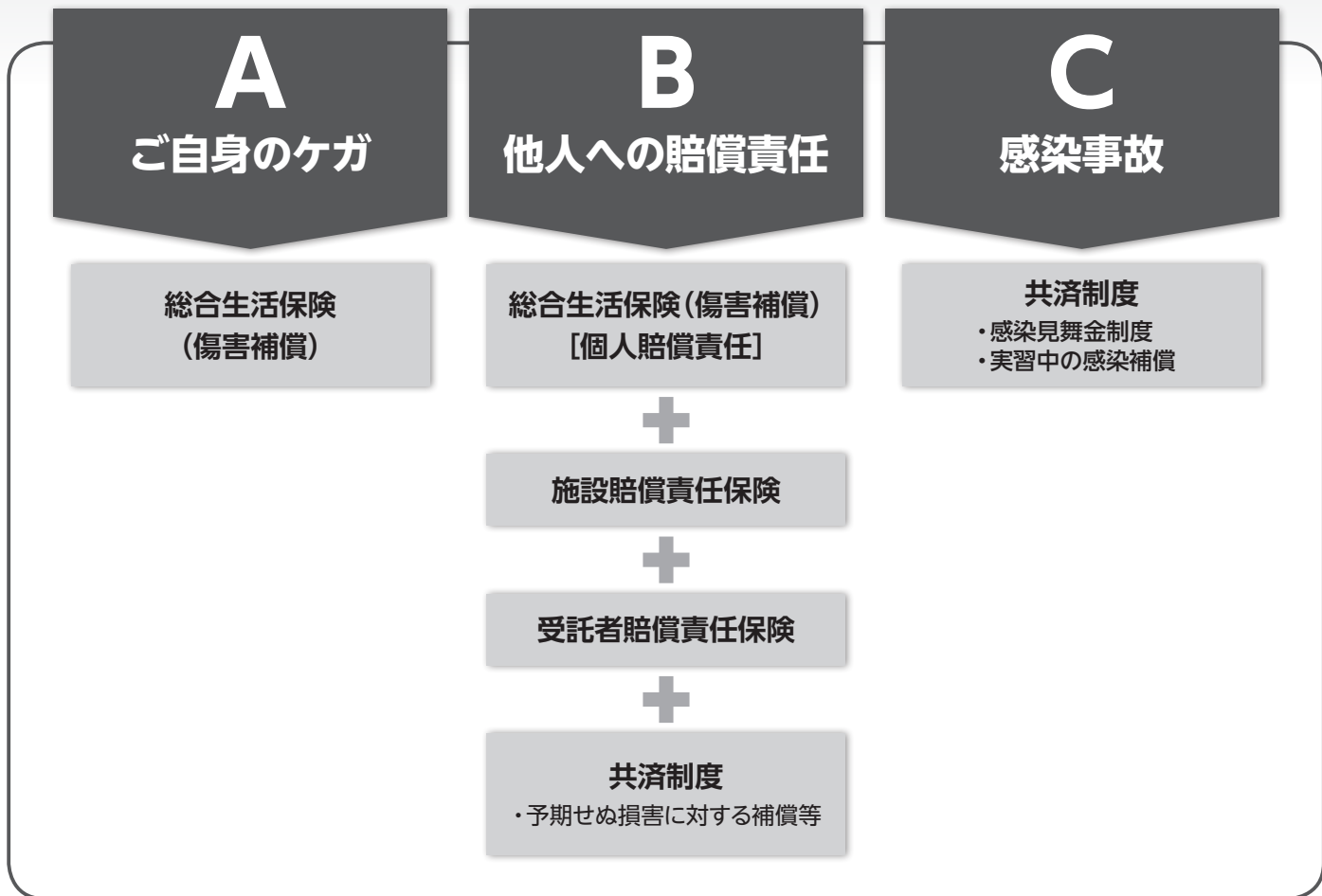
if(もしも)のために。

- **Willならこんな時に安心です。**
- 「ご自身がケガをした」
- 「人にケガをさせたり、人の物を壊した」
- 「実習先や学校から預かったものを紛失した」
- 「感染事故に遭った」



(講師・助手・職員の方々にもご加入いただけます。)

教職員用「Will」は、ご自身のケガ、第三者への個人賠償責任、正課・学校行事・課外活動目的の預かり物の損壊・紛失・盗取・詐取による損害賠償責任のほか、国内24時間の感染症罹患までトータルにサポートする補償制度です。なお、教職員用「Will」には講師や助手の方々にもご加入いただけますので、是非ご利用くださいますようお願いいたします。



年間掛金	<b>7,000円</b> (一時払い) (内、年会費100円、共済制度運営費730円)
保険期間	<b>2019年3月31日午後4時～2020年3月31日午後4時</b>

「Will」の損害保険料には以下の割引が適用されています。

総合生活保険(傷害補償)

$$\text{団体割引} 30\% \times \text{損害率による割引} 50\% \times \text{大口団体契約割引} 10\% = \text{約} 68\%$$

※募集締切日、加入方法、保険料払込方法等は別途取扱代理店より説明会等でご案内いたします。なお、お申し込みの際には「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」の内容を十分にご確認ください。

※月を単位とする中途加入も随時受け付けております。その場合、加入依頼書・名簿・入金3点が確認できた日の翌日午前0時から補償開始となります。中途加入の保険料及びご加入方法につきましては、取扱代理店までお問い合わせください。

※総合生活保険(傷害補償)の保険料は団体割引30%を適用しておりますが、これはご加入者数が10,000人以上の場合の割引率です。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

※「Will」は、一般社団法人日本看護学校協議会共済会の会員を対象とした補償制度です。退職等により一般社団法人日本看護学校協議会共済会の会員でなくなった場合には必ずお申し出ください。

●保険料は被保険者ご本人の職種級別によって異なります。上記保険料は職種級別A(教職員等)の方を対象としたものです。それ以外の職種の方は、教職員用「Will」にはご加入いただけませんので、ご注意ください。

# A ご自身のケガへの補償〈総合生活保険(傷害補償)〉

## 国内外24時間の傷害事故を補償します。

学校内、実習先、通勤途上はもちろん、プライベートな時間も含めた国内外24時間の急激かつ偶然な外来の傷害事故を補償します。

### お支払いする保険金

死亡・後遺障害保険金額 <sup>*1</sup>	288万円
入院保険金日額	4,000円(1日目から補償)
通院保険金日額	3,000円(1日目から補償)
手術保険金	入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。 <sup>*2</sup>

※1 後遺障害保険金は、その程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。

※2 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

### お支払い例

### 「Will」の傷害補償の特長

- 通院1日目から補償！  
(免責日数なし)
- 通院の保険金日額を高く設定！

例 階段で転び足を捻挫して4日間通院した  
 $3,000円 \times 4日 = 12,000円$   
(通院保険金日額) (通院日数) (保険金)

例 自転車で移動中に車に衝突され、左大腿部骨折し、14日間入院と30日通院した。  
 $4,000円 \times 14日 + 3,000円 \times 30日 = 146,000円$   
(入院日額) (入院日数) (通院日額) (通院日数) (保険金)

#### たとえば

学校の戸締り確認中、3Fから2Fへの階段で足を踏み外し、左の足首を捻った。歩行困難となり病院を受診。左足舟状骨骨折。

お支払いする保険金 **240,000円**

#### たとえば

臨地実習指導中、学生が受け持っている患者さんの体勢を整えるため体を持ち上げた際に腰を捻ってしまい激痛が出現した。腰部捻挫。

お支払いする保険金 **96,000円**

#### たとえば

通勤中、他の通勤客の転倒に巻き込まれ、駅の階段を転落した。痛みがひどく、病院を受診した。坐骨骨折、左靭帯損傷。

お支払いする保険金 **108,000円**

#### たとえば

実習先からの帰宅中、赤信号で停車していたところ、後方からトラックが追突してきた。その衝撃で前方に停車していた自動車に追突し、3台の玉突き事故となった。頸椎・肩部・腰部捻挫。

お支払いする保険金 **30,000円**

#### たとえば

自宅で料理中、熱したフライパンに誤って触れてしまい指を火傷してしまった。右第二指Ⅱ度熱傷。

お支払いする保険金 **12,000円**



### よくあるご質問

Q：教職員用Willに加入しています。労災適用のため医療費の自己負担分がない場合、Willへの請求は可能ですか？

A：労災の対象となってもならなくても、Willにご請求いただけます。医療機関の領収書または診療明細書(いずれもコピー可)をとっておいてください。

Q：他に加入している傷害保険に、保険金を請求したのですが、Willへの請求はできますか？

A：傷害保険は、重複し請求することができますので、Willにもご請求いただけます。

Q：海外でケガをした場合、Willで補償されますか？

A：はい、補償されます。ただし、Willは日額の補償になり、治療費の補償や携行品に対する補償はありませんので、別途海外旅行保険にご加入されることをお勧めします。

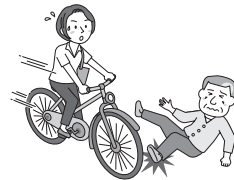
# B 第三者に対する賠償責任への補償

## 個人賠償責任補償

損害保険会社による示談交渉サービス付き

国内外において、偶然な事故により他人にケガをさせたり他人の物を壊すなど、法律上支払わなければならない賠償金を保険金額の範囲内で補償します。「ご本人」のほか「配偶者」「その他のご親族」も被保険者(保険の対象となる方)となります。「その他のご親族」の範囲はP8をご覧ください。

※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除く)に限り、引受保険会社による示談交渉サービスが利用できます。



### ■ 支払い限度額

1事故 1億円(免責金額なし)(賠償金の支払い限度額)

賠償金の他に、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、緊急措置に必要とした費用、協力費用等をお支払いできる場合があります。

たとえば

駅構内の下りエスカレーターに乗っていた際、持っていたスーツケースが滑り落ち、エスカレーターの下側を歩いていた人にぶつかり転倒させ、右手首の骨二ヶ所にヒビが入ってしまった。

損害賠償金(治療費・慰謝料等) **529,500円**

たとえば

自宅マンションの洗濯機の排水口にゴミが詰まり、水があふれて脱衣所とリビングが水浸しになった。階下の天井と壁を水漏れにより汚染させてしまい、階下の住人から修理費を請求された。

損害賠償金(修理費用等) **970,499円**

## 受託者賠償責任保険

正課、学校行事または課外活動目的で、実習先や学校その他第三者から受託した物を壊したり、紛失したり、盗難事故に遭うなどして、預け主に対して被保険者が法律上支払わなければならない損害賠償金を支払い限度額の範囲内で補償します。

### ■ 支払い限度額

1事故・保険期間中 3,000万円(免責金額なし)

たとえば

実習先で借りていたパルスオキシメーターを使用していた。実習が終わり返却しようとしたところどこかに紛失してしまっていた。思いあたるところを探したが見つからなかった。

損害賠償金(再購入費用) **16,800円**

たとえば

授業で使用するため、学校から借りた分娩介助モデルの使用準備を学校でしていた。台の上に置き、袋から取り出そうとしたところ、手が滑り床に落下させて右大腿部を破損してしまい、修理が必要になった。

損害賠償金(修理費用) **201,960円**

●受託者賠償責任保険の被保険者(補償を受けることができる方)は加入者本人のみです。

## 錠交換費用補償(受託者賠償責任保険[錠交換費用限定担保特約条項])

※保険料は共済制度運営費の一部から拠出しています。

保険期間中に実習先や学校等で被保険者が管理する錠をなくしたり、盗まれたりした結果、錠の交換が必要になり、その費用について法律上の賠償責任を負うことによって被る損害を下記支払い限度額の範囲内でお支払いします。

### ■ 支払い限度額

1事故・保険期間中 1,000万円限度

たとえば

実習先で借りているロッカーを使用後、錠を閉めてカバンの中に錠をしまい、帰路についた。翌日錠を開けようとしたところ錠を紛失していた。心当たりのあるところを探したが見つからなかった。防犯のため受け口ごと交換となった。

錠交換費用 **7,000円**

たとえば

学内演習準備のため教務室に錠をかけて演習室に行った。戻ってきて錠を開けようとした際に錠をなくしていることに気づいたため、身の回りの確認と様々な場所を探したが見つからなかった。防犯のため受け口ごと交換となった。

錠交換費用 **35,424円**

# 賠償事故は、個人賠償責任(業務中以外の賠償事故)と施設賠償責任保険(業務中の賠償事故)で補償します。

## 施設賠償責任保険(国内のみ担保)(教職員の皆様に個別にご加入いただく補償制度ではありません)

施設賠償責任保険、個人情報漏えい保険は、教職員が起こした事故に起因して学校に生じる賠償責任を補償するために、共済制度運営費の一部から保険料を拠出し、学校を被保険者としている補償制度です。

### ■ 基本補償

保険期間中に教職員が起こした賠償事故(臨地実習先含む)に起因して、学校が第三者に対して、身体の障害または財物の損壊についての法律上の賠償責任を負うことによって被る損害を下記で補償限度額の範囲内でお支払いします。(訴訟費用および弁護士費用を含む)

**対人** 1名 **1億円** 1事故 **3億円**(免責金額なし)

**対物** **1億円**(免責金額なし)

#### たとえば

実習先の病院にて、洗面所に行こうと、教員控室から廊下に出て2~3歩歩いたところ、前方不注意で歩行訓練中の患者さんの上半身に私の右肩を接触させ、患者さんを転倒させてしまった。

損害賠償金(治療費・慰謝料等)  
**2,436,099円**



#### たとえば

手浴を指導中、学生がやや前屈になって実施していたため、ベッドの高さを上げようと思い、リモコンで操作した際に途中でバキッと音がした。ベッドの最上部に刺し込んであった点滴スタンドが壁の蛍光灯に刺さってしまった。

損害賠償金(再購入費用等) **20,520円**

### ■ 初期対応費用

教職員が臨地実習先で患者さんや病院スタッフ等の身体の障害または患者さんや病院等の財物を損壊した場合について、初期対応費用として、賠償事故にかかる事故調査費、通信費、見舞金・見舞品購入費用(対人事故のみ)等、社会通念上妥当と思われる費用を下記支払い限度額の範囲内でお支払いします。これらの費用は、結果的に賠償責任を負うか否かに関係なく支払われます。

1事故 **500万円**限度(見舞金は1名10万円限度)

#### たとえば

東京にある実習受け入れ施設へ学生の指導のため沖縄から訪れていた。実習中、学生に見本を見せるため患者さんに母指圧迫法のマッサージを施した。その後、実習指導を終え、沖縄に戻ったが患者さんからマッサージを施した箇所が痛むと訴えがあり、レントゲンの撮影の結果、肋骨を骨折していたことが分かった。お詫びの品を買い、再度訪れてお見舞いをした。

初期対応費用 **83,680円**(飛行機代含む交通費) + **20,000円**(お見舞品としての商品券代)

### ■ 訴訟対応費用

教職員が起こした賠償事故(臨地実習先含む)の訴訟への応訴に必要な費用を下記支払い限度額の範囲内でお支払いします。

1事故 **1,000万円**限度

### ■ 人格権侵害

教職員が発言した言葉などにより学生や臨地実習先の患者さん・病院スタッフの自由、名誉またはプライバシーを侵害した場合に学校が法律上の賠償責任を負うことによって被る損害を下記支払い限度額の範囲内でお支払いします。

1名 **50万円**

1事故・保険期間中 **1,000万円**限度(免責金額なし)

#### たとえば

実習終了後にカンファレンスを行っており、教員が学生に指導を行っていた。その際に発した言葉がその学生の名誉を侵害するものであり、学生の記憶の中でフラッシュバックし、体調不良になってしまった。しばらく通院していたが症状が改善しないため入院となった。医師からは教員の言葉が心因的外傷となり症状が出る原因となったと診断された。

人格権侵害 **329,743円**

## 個人情報漏えい保険(国内のみ担保)

臨地実習先に提出する学生名簿や患者さんの情報等を教職員が誤って紛失するなどして、学生や患者さんの個人情報漏えいし、またはそのおそれが生じたことに起因して学校が法律上の賠償責任を負うことによって被る損害を下記支払い限度額の範囲内でお支払いします。

1養成施設 1事故 **300万円**限度(免責金額なし)

保険期間中 **300万円**限度

※ 2018年度から補償内容の更なる充実を図るため、教職員・学生が起こした事故に起因して学校に生じる経済的損失等への補償としてあらたに少額短期保険を導入し、一部の補償を移行することいたしました。詳細は養成施設にお配りする小冊子「総合補償制度 Willのご説明」(2019年度版)をご覧ください。

# 共済制度による補償

一般社団法人日本看護学校協議会共済会の共済制度は、掛金に含まれる共済制度運営費を財源とし、感染症補償を中心に、主に損害保険では補償が難しい事故に対する見舞金を給付する制度です。「損害保険+共済制度」により、医療・福祉系養成施設の教職員の皆様の、小さな事故から大きな事故まで広範囲に補償できる仕組みになっています。

2016年度からスタートした感染見舞金制度は、2017年度から実習付き添い等の学校行事の場合は、国外での罹患も見舞金給付対象となりました。本パンフレットをよくお読みいただき、万一の時にはご請求漏れのないようお役立てください。

## C 感染補償

### 国内24時間の感染見舞金 (ただし、実習中の付き添いや研修など、学校行事の場合は国外での感染も対象)

「教職員用Will」のご加入者が、下記【対象となる感染症】を発症し、通院、自宅待機、入院した場合に、一般社団法人日本看護学校協議会共済会から下表の見舞金をお支払いいたします。

#### 特長は？

共済制度による感染見舞金制度の最大の特長は、感染症に罹り、医師から自宅待機を指示された場合にも、その待機期間に対して見舞金が給付される点で、**全国でも類を見ない制度**です。インフルエンザを始め、身近な感染症も補償いたします。

#### 自宅待機期間とは？

ご加入者が感染症に罹り、医師の指示で自宅待機している期間のことで、通院することを要しません。本見舞金制度では、通院と自宅待機期間を合算して「通院・待機期間見舞金」としてお支払いいたします。

#### 見舞金請求に必要な書類は？

所定の「共済見舞金請求書」「治療状況」の他に、以下の書類が必要です。

**入院・通院の場合：**医師の診断書(コピー可)又は診療明細付き領収書(入院日数・通院日数・感染症名がわかるもの)(コピー可)

**待機期間の場合：**待機期間の記載のある医師の診断書(コピー可)

#### 入院見舞金額

入院日数	見舞金額
31日以上	10万円
15日～30日	5万円
8日～14日	3万円
4日～7日	2万円
3日以内	1万円

#### 通院・待機期間見舞金額

通院・待機日数	見舞金額
30日以上	10万円
15日～29日	5万円
10日～14日	3万円
5日～9日	2万円
4日以内	1万円

#### 対象となる感染症

「感染症法」に定める1類～5類の感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症及び共済会が指定する感染症(疥癬、成人性T細胞性白血病、ウイルス性心外膜炎、伝染性単核球症、溶連菌感染による合併症)

※同日に通院と自宅待機が発生した場合は、通院1日とみなします。  
 ※同一の原因による感染症については、保険期間中1回のみ対象となります。  
 ※給付を受けられる期間中新たに他の感染症を発症したとしても、重複してお支払いできません。  
 ※感染症を発症したことが、医療機関によって診断された日以降が給付対象日となります。ただし結核の場合、検査の結果、罹患の可能性が高く予防を開始する場合がありますので、この場合は治療開始日以降が給付対象日となります。

#### 「Will」加入の学生と教職員の感染症罹患報告件数と支払件数

感染症名	報告件数	支払件数
インフルエンザ	2,743	2,090
感染性胃腸炎 (ノロ、ロタウイルス等)	182	141
溶連菌感染症	46	33
流行性角結膜炎	33	29
マイコプラズマ肺炎	28	21
伝染性単核球症	24	22
手足口病	14	8
流行性耳下腺炎	7	7
咽頭結膜熱	6	1
腸管出血性大腸菌感染症	3	0

感染症名	報告件数	支払件数
百日咳	4	4
結核	3	3
潜在性結核	2	2
疥癬	3	3
水痘	3	3
無菌性髄膜炎	3	3
ウイルス性肝炎	2	2
RSウイルス感染症	1	1
腸チフス	1	1
伝染性紅斑	1	1
ヘルパンギーナ	1	1
レジオネラ症	1	1
<b>総計</b>	<b>3,111</b>	<b>2,377</b>

期間：2017年4月1日～2018年3月31日

## 実習指導中の感染補償 (左記「国内24時間の感染見舞金」とは別に給付いたします)

- 1 臨地実習指導中の針刺し事故、あるいは臨地実習指導中のウイルス・細菌・リケッチア・ダニなど微生物による感染事故 (B型肝炎、結核、MRSA、疥癬、麻疹、水痘、流行性耳下腺炎等) に対する補償で、検査・予防措置費用、治療費、入院費の実費を補償限度額の範囲内でお支払いします。**

**見舞金 (1 事故 10 万円を限度とする実費相当分)  
(検査・予防措置費用、治療費等)**

※前記「感染見舞金」とは別途給付いたします。

- 2 臨地実習指導中に教員を媒介して二次感染が発生した (またはその恐れがある) 場合の見舞金**

- ① 実習施設での二次感染補償として、第三者 (患者、病院スタッフ等) の検査・治療費用等 (交通費含む)

※感染場所は問いませんが、実習指導中または実習指導後に当該教員が感染症を発症したことが給付条件となります。

**見舞金 (1 被害者 10 万円を限度とする実費相当分)**

- ② 学校内での二次感染補償として、第三者 (他の教職員や学生等) の検査・予防措置費用。二次感染を原因とする学生の実習再履修費用。

※当該教員が臨地実習先で感染症に罹患したことが給付条件となります。

**見舞金 (1 事故 10 万円を限度とする実費相当分)**

(○は補償対象、×は補償対象外)

	実習指導中	その他の時間帯
感染見舞金 (入院・通院・自宅待機期間に応じて)	○	○
検査・予防措置費用、治療費等	○	×
二次感染補償	○	×

例

実習指導中にインフルエンザに罹患した疑いがあり、検査した結果感染が判明。1日通院・3日間自宅待機となった。実習指導後、学校にも戻ったため、他の教員や学生への二次感染も懸念される。

感染見舞金	通院1日+自宅待機3日=4日	10,000円
検査費用		1,700円
治療費		2,750円
他の教員と学生の検査費用	1,700円 × 20名 = 34,000円 <sup>(注)</sup>	
合計		48,450円

(注) 他の教員や学生の検査費用の合計が10万円を超えた場合は、限度額の10万円が適用されます。

(○は補償対象、×は補償対象外)

	共済制度による補償 (感染以外の補償)	実習指導中	勤務中	その他の時間帯
1	<b>賠償事故のうち、損害保険の対象とならない事故に対する見舞金</b> <b>見舞金 (1 事故 10 万円を限度とする実費相当分)</b> 例 ● 実習病院で借用しているロッカーの鍵が見当たらず急を要していたため、やむを得ず開錠を外注した。 (開錠費用のみの場合は損害保険では対象外) ● 財物損壊事故で損害保険での補償が難しい場合。(臨地実習施設の財物損壊に限る) ● 職員室の掃除中、誤って壁の掛時計を落として壊し、修理代を支払った。 (壁に掛けてある時計は受託物とならないため、損害保険では対象外)	○	○	×
2	<b>加入者本人の熱中症や感染性以外の食中毒に対する見舞金</b> <b>見舞金 (1 事故 10 万円を限度とする実費相当分)</b>	○	○	×
3	<b>臨地実習指導中や勤務中における予期せぬ損害・賠償請求できない損害に対する見舞金</b> <b>見舞金 (1 事故 10 万円を限度とする実費相当分)</b> 例 ● 実習指導中に、患者さんの手が眼に当たり、コンタクトレンズを壊された。 例 ● アレルギー、ダニ、ラテックス、消毒液、洗浄液等による発疹やかぶれの医療費実費相当分 (原則初回の医療費実費) ● 体育の授業で指導中に、バレーボールが自分の顔に当たり、眼鏡を破損した。 ● 教職員自身の自転車、学校及び実習先の指定する保管場所で十分な管理をしていたにもかかわらず壊された、または盗まれた。(車やバイクは対象外)	○	×	×
4	<b>地震・水害等の天災・地変や火災により、教育に要する教職員の教材・器具類が使用不能になり、再購入が必要になった事例に対する見舞金</b> <b>見舞金 (1 事故 10 万円を限度とする実費相当分 ただし、学校に保管していた場合は、1 事故 3 万円限度)</b>	○	○	○
5	<b>疾病による死亡や自殺等、傷害保険の支払い対象とならない死亡事故に対する見舞金</b> <b>見舞金 (一律 10 万円 (弔慰金としてご遺族にお支払いします))</b>	○	○	○
6	<b>賠償事故での紛争に対する見舞金</b> <b>見舞金 (1 件 10 万円を限度とする実費相当分)</b> 例 ● 自転車での賠償事故等で加害者になり、刑事訴訟になった場合の弁護士費用や文書作成費用等。	○	○	○

## ■ 総合生活保険（傷害補償） 補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

### 【傷害補償】

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ\*1をした場合に保険金をお支払いします。

\*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいづれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動（以下「弊社」といいます。）は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

補償事項	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金 事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※ 1事故について、既に支払われた後遺障害保険金額がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ</li> <li>●保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ</li> <li>●保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分）</li> <li>●保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ</li> <li>●無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ</li> <li>●脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ</li> <li>●妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ</li> <li>●外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ</li> <li>●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じたケガ</li> <li>●オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって生じたケガ</li> <li>●自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって生じたケガ</li> <li>●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの</li> <li>●戦争、内乱、暴動等によるケガ。ただし、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガは除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。</li> </ul>
	後遺障害保険金 事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※ 1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※ 入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金 治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるもの）に限り、をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動します。）。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみをお支払いします。	
	通院保険金 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※ 入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※ 通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等のためにギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。 *1 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいい、頸椎固定用シーネ、頸椎カラー、頸部のコルセット、鎖骨固定帯、胸部固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものは除きます。	

### 【賠償責任に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	国内外において以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合 ●日常生活に起因する偶然な事故 ●保険の対象となる方が本人が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※ 国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として弊社が行います。 ※ 弊社との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※ 記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害</li> <li>●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</li> <li>●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任*1）によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>●保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>●第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>●借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>●心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>●航空機、船舶、車両*2または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*3中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。</li> <li>*2 ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きますが、運転するゴルフ・カート自体の損壊等は補償の対象となります。</li> <li>*3 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</li> </ul>

被保険者（保険の対象となる方）の範囲	ご本人*1	ご本人*1の配偶者*3	その他のご親族*2
傷害	○	×	×
個人賠償責任（特約）	○	○	○

注：上記の続柄は損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。上記の補償の概要等には主な特約を掲載しています。

個人賠償責任において、ご本人\*1が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方を含みます（未成年者または責任無能力者に関する事故に限り）。

\*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者・本人）」として記載された方をいいます。  
\*2 ご本人（\*1）またはその配偶者\*3の同居のご親族および別居の未婚のお子さまをいいます。ご親族とは6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいい（配偶者\*3を含みません。）、未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。  
\*3 法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（婚姻とは異なります。）にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面などにより確認できる場合に限り。a.婚姻意思を有する（戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。）。b.同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。



## ■ 受託者賠償責任保険の補償のあらまし

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の種類・お支払方法	保険金をお支払いできない主な場合
<p>被保険者が教職員として所属する学校の正課(*)、学校行事(**)または課外活動(***)で使用することを目的に記名被保険者が管理する記名被保険者以外の者が所有する財物(以下「受託物」といいます)が、その目的に従い管理されている間に損壊し、または紛失し、もしくは盗取、詐取されたことにより、預け主(受託物について正当な権利を有する者)に対し被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>ただし、日本国内において保険期間中に事故が発生した場合に限ります。</p> <p>(*) 講義、実験・実習、演習もしくは実技による授業をいいます。            (**) 学校が主催する入学式、オリエンテーション、卒業式その他の学校教育活動の一環として行われる行事およびこれらの行事を実施するために事前に学校の承認を得て行われる付随活動をいいます。            (***) 学校または学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動をいいます。ただし、学校の規則に則った所定の手続きにより承認された活動に限ります。</p>	<p>(1) 次のような損害賠償金や諸費用に対して保険金をお支払いします。</p> <p>① 法律上被害者に支払うべき損害賠償金  <small>※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。</small></p> <p>② 万一訴訟等になった場合の弁護士報酬などの引受保険会社の同意を得て支出した訴訟費用</p> <p>③ 賠償責任がないと判明した場合において、支出した応急手当等の緊急措置に要した費用または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用</p> <p>④ 引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために支出された所定の費用</p> <p>⑤ 他人から損害賠償を受けられる場合に、その権利の保全・行使手続き、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の同意を得て支出した必要または有益な費用</p> <p>(2) 保険金のお支払い方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記①の損害賠償金については、その額に対して支払限度額を限度(*)に保険金をお支払いします。(注1)</li> <li>(*) 支払限度額の範囲内であってもその受託物の時価がお支払いの限度となります。</li> <li>上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の訴訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。</li> </ul> <p>注1) お支払いする損害賠償金については、保険期間を通じ合算して、支払限度額に限度となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険契約者・被保険者の故意</li> <li>戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議</li> <li>地震、噴火、洪水、津波または高波</li> <li>他人との特別の約定により加重された賠償責任</li> <li>被保険者が行いまたは加担した盗取または詐取</li> <li>被保険者が受託物を私的な目的で使用している間に生じた事故</li> <li>貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物の損壊、紛失、盗取、詐取</li> <li>原因のいかんを問わず、自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊(ただし、この発火、爆発が原因となって生じた他の受託物の損壊について被保険者に賠償責任が生じる場合はお支払いの対象となります)</li> <li>自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等による損害</li> <li>給排水管、暖冷房装置等からの蒸気、水の漏出等またはスプリンクラーからの内容物の漏出等による損害</li> <li>建物外部から内部への雨、雪等の浸入・吹込みによる損害</li> <li>受託物が預け主に引渡された後に発見された事故</li> <li>受託物の使用不能に起因する損害(収益減少等)</li> <li>核燃料物質・核原料物質・放射線元素・放射性同位元素等による有害な特性またはその作用(放射能汚染、放射線障害を含みます。)(ただし、医学・産業用の放射性同位元素の仕様・貯蔵・運搬による損害であり、法令違反がなかった場合には、お支払いの対象となります。)等</li> </ul>

●被保険者はご本人のみとなります。

## 受託者賠償責任保険の注意事項

ご加入の際のご注意	もし事故が起きたときは
<p><b>ご加入の際のご注意</b></p> <p>① 保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて            引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限る))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。  <small>*保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。</small></p> <p>② 他の保険契約等がある場合            この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます)がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。</li> <li>●他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。</li> </ul> <p>&lt;補償の重複に関するご注意&gt;            補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額(財産や動産などは「保険金額」)をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。</p> <p><b>ご加入後のご注意</b></p> <p>&lt;学校代表者様&gt;            ご加入後に被保険者の名簿の内容に変更が生じる場合は、必ず事前に取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。            &lt;通知義務&gt;            ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合はご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。</p>	<p><b>もし事故が起きたときは</b></p> <p>① 保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。            ② ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶発的な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。また、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、引受保険会社の担当部署からの助言に基づいて被保険者ご自身に被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなります。ただし、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。引受保険会社の事前の同意を得ないで示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。</p> <p><b>保険金請求の際のご注意</b></p> <p>責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。            被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。            このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合</li> <li>② 被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合</li> <li>③ 被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合</li> </ol> <p>その他ご留意いただきたいこと            「そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)」「重大事由による解除」「個人情報取扱い」については、このパンフレットに添付の重要事項説明書をご確認ください。</p>

# 重要事項説明書 [契約概要・注意喚起情報のご説明]

## 総合生活保険(傷害補償、個人賠償責任補償)にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。  
※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

### [マークのご説明]



保険商品の内容を  
ご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる  
事項等、特にご注意ください事項

## I ご加入前におけるご確認事項

### 1 商品の仕組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレットに記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

### 2 基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

### 3 補償の重複に関するご注意



以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約\*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえ、特約等の可否をご検討ください\*2。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●受託品賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルパトロス費用補償特約 ●救済者費用等補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約

\*1 総合生活保険(傷害補償、個人賠償責任補償)以外の保険契約にセットされる特約や

東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)以外の保険契約を含みます。

\*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

### 4 保険金額の設定



この保険での保険金額はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

### 5 保険期間および補償の開始・終了時期



ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

### 6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

#### (1) 保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

#### (2) 保険料の払込方法



払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

### 7 満期返れい金・契約者配当金



この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

②総合生活保険(個人賠償責任補償)

他の保険契約等\*2が締結されている場合はその内容が告知事項(★)となります。

\*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

\*2 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

### 2 クーリングオフ



ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

### 3 死亡保険金受取人



総合生活保険(傷害補償)において、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申出ください。

ご加入内容変更をいただいでから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

### 2 ご加入後のご注意

<学校代表者様>

ご加入後に被保険者の名簿の内容に変更が生じる場合は、必ず事前に取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

### 3 解約される時



ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求\*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。

・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間\*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。

・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

\*1 解約日以降に請求することがあります。

\*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

## II ご加入時におけるご注意事項

### 1 告知義務



加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(弊社の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「III-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの告知事項は下記①から②をご確認ください(項目名は商品によって異なることがあります。)。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様で、変更時点で下記①から②の事項が告知事項となります。

#### [告知事項・通知事項一覧]

★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

①総合生活保険(傷害補償)

職業・職務等\*1、被保険者数が告知事項かつ通知事項(☆)となります。

他の保険契約等\*2が締結されている場合はその内容が告知事項(★)となります。

## III ご加入後におけるご注意事項

### 1 通知義務等



#### [通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの通知事項は、前記「II-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

#### [その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての商品共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

#### [ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

#### 4 保険の対象となる方からのお申出による解約



総合生活保険(傷害補償)においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

#### 5 満期を迎えるとき



##### [保険期間終了後、更新を制限させていただく場合]

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

##### [更新後契約の保険料]

保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

### IV その他ご留意いただきたいこと

#### 1 個人情報の取扱い



- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
  - ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
  - ② 契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
  - ③ 引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
  - ④ 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
  - ⑤ 質権・抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
  - ⑥ 契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

#### 2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 総合生活保険(傷害補償)で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。



#### 3 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

#### [保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なる場合がありますので、ご注意ください。

#### [更新加入依頼書等記載の内容]

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

#### [ご加入内容を変更されている場合]

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

#### 4 その他ご加入に関するご注意事項

- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。



- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

#### 5 事故が起きたとき

- 事故が発生した場合には、直ちにパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 個人賠償責任補償特約において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
  - ・ 印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
  - ・ 弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
  - ・ 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
  - ・ 高額療養費制度による給付額が確認できる書類
  - ・ 附加給付の支給額が確認できる書類
  - ・ 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいな場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者\*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。
  - \*1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。
- 個人賠償責任補償特約において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
  1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
  2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
  3. 保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

### 東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

#### 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター (指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。 <http://www.sonpo.or.jp/>



0570-022808

IP電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます)



事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも

#### 東京海上日動安心110番(事故受付センター)

事故は119番・110番

0120-119-110

受付時間：24時間365日

東京海上日動のホームページのご案内

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、取扱代理店までご請求ください。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

# 教職員の方々の こんな不安に対応します！

## A ご自身のケガへの補償

実習先病院の階段を踏み外し、  
捻挫で2日間通院した。

Willの傷害補償は、入・通院1日目から  
お支払いします！（免責日数なし）

例) 3,000円×2日=6,000円  
(通院日額) (お支払い額)



## B 第三者に対する賠償責任への補償

自転車で通勤中に、歩行者にぶつかり、ケガ  
をさせてしまった。(個人賠償責任補償)

保険会社による示談交渉サービス  
(日本国内のみ)がついているので、  
自転車事故の際もWillなら安心！

※この補償は、都道府県により加入が義務  
化されている「自転車損害等賠償保  
険等」の条件を満たしています。



## B 第三者に対する賠償責任への補償

実習のため学校から借りていたパソコンを、  
移動中に落として壊してしまった。  
(受託者賠償責任保険)

病院や患者さんの物だけでなく、  
学校の物を預かって壊してしまった  
場合も、Willはしっかりサポート  
します！



## C 感染補償

インフルエンザに感染した。

業務中やプライベートで感染症に罹患した場合の入  
院・通院・待機期間の日数に応じたお見舞金をお支払  
いします。(プライベートでの感染症罹患も給付対象  
となります)

実習指導中の感染症罹患であった  
場合は、更に治療費等の実費分をお  
支払いします！



## ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。  
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。  
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

### 1 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合  保険金額、免責金額(自己負担額)  保険期間  保険料・保険料払込方法  保険の対象となる方

### 2. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意\*1」についてご確認ください。

\*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

このパンフレットは「Will」の概要をご紹介します。Willは「一般社団法人日本看護学校協議会共済会の共済制度」と「損害保険会社の総合生活保険(傷害補償)、受託者賠償責任保険」をセットした商品です。損害保険のご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、約款はご契約者である団体の代表者にお渡しする予定です。保険の詳細は保険約款によりますので、約款内容の確認をご希望の場合等は、必要に応じ団体までご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことがら記載されていますので、ご一読の上、加入者証または会員証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点等がある場合には、ご加入の代理店までお問い合わせください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

この保険は、一般社団法人日本看護学校協議会共済会を保険契約者とし、同共済会の会員を被保険者とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約の解約権等は原則として一般社団法人日本看護学校協議会共済会が有します。

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接締結されたものとなります。

総合補償制度 Will  
お問い合わせ先



0120-863755

FAX



0120-782279

9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

(株)メディクプランニングオフィス

制度全体及び共済制度運営主体：一般社団法人日本看護学校協議会共済会

〒104-0033 東京都中央区新川2-22-2

損害保険部分のお問合せ先・取扱代理店及び共済制度事務代行：(株)メディクプランニングオフィス

〒343-0041 埼玉県越谷市千間台西2-3-6 TEL:0120-863755(フリーダイヤル) 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

損害保険部分の保険会社：東京海上日動火災保険(株)(引受保険会社) 担当：医療・福祉法人部 法人第一課

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町9階 TEL:03-3515-4143 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)